第五十七条第二号	第二十九条第一項	物資流通効率化法第二十二条第二項の規定により読み替えて適用する第二十九条第一項
第五十七条第三号	第三十条	物資流通効率化法第二十二条第二項の規定により読み替えて適用する第三十条

（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の一部改正）

第二十一条　地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の見出しを「（食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律の特例）」に改め、同条第一項中「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（」を「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（」に、「第十六条第一項」を「第二十二条第一項」に、「食品等流通合理化促進機構」を「食品等持続的供給推進機構」に、「第十七条各号」を「第二十三条各号」に改め、同項第一号中「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」を「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律」に改め、同条第二項中「食品等流通合理化促進機構」を「食品等持続的供給推進機構」に、「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」を「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律」に改め、同項の表を次のように改める。

第二十四条第一項	前条第一号に掲げる業務
第二十五条第一項	第二十三条第一号に掲げる業務
第二十九条第一項、第三十条及び第三十一条第一項第一号	第二十三条各号に掲げる業務
第三十一条第一項第三号	この節
第五十七条第二号	第二十九条第一項
第五十七条第三号	第三十条

第二十四条第一項	前条第一号に掲げる業務及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号。以下「地域経済牽引事業促進法」という。）第二十一条第一項第一号に掲げる業務
第二十五条第一項	第二十三条第一号に掲げる業務
第二十九条第一項、第三十条及び第三十一条第一項第一号	第二十三条各号に掲げる業務又は地域経済牽引事業促進法第二十一条第一項各号に掲げる業務
第三十一条第一項第三号	この節若しくは地域経済牽引事業促進法
第五十七条第二号	地域経済牽引事業促進法第二十一条第二項の規定により読み替えて適用する第二十九条第一項
第五十七条第三号	地域経済牽引事業促進法第二十一条第二項の規定により読み替えて適用する第三十条

（中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律の一部改正）

第二十二条　中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第十条の見出しを「（食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律の特例）」に改め、同条第一項中「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（」を「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（」に、「第十六条第一項」を「第二十二条第一項」に、「食品等流通合理化促進機構」を「食品等持続的供給推進機構」に、「第十七条各号」を「第二十三条各号」に改め、同項第一号中「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」を「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律」に改め、同項の表を次のように改める。

第二十四条第一項	前条第一号に掲げる業務及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号。以下「農商工等連携事業活動促進法」という。）第十条第一項第一号に掲げる業務
第二十五条第一項	第二十三条第一号に掲げる業務及び農商工等連携事業活動促進法第十条第一項第一号に掲げる業務
第二十九条第一項、第三十条及び第三十一条第一項第一号	第二十三条各号に掲げる業務又は農商工等連携事業活動促進法第十条第一項各号に掲げる業務
第三十一条第一項第三号	この節若しくは農商工等連携事業活動促進法
第五十七条第二号	農商工等連携事業活動促進法第十条第二項の規定により読み替えて適用する第二十九条第一項
第五十七条第三号	農商工等連携事業活動促進法第十条第二項の規定により読み替えて適用する第三十条

（米穀の新用途への利用の促進に関する法律の一部改正）

第二十三条　米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条の見出しを「（食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律の特例）」に改め、同条第一項中「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（」を「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（」に、「第十六条第一項」を「第二十二条第一項」に、「食品等流通合理化促進機構」を「食品等持続的供給推進機構」に、「第十七条各号」を「第二十三条各号」に改め、同項第一号中「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」を「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律」に改め、同条第二項中「食品等流通合理化促進機構」を「食品等持続的供給推進機構」に、「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」を「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律」に改め、同項の表を次のように改める。

第二十四条第一項	前条第一号に掲げる業務
第二十五条第一項	第二十三条第一号に掲げる業務
第二十九条第一項、第三十条及び第三十一条第一項第一号	第二十三条各号に掲げる業務

第二十四条第一項	前条第一号に掲げる業務及び米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第二十五号。以下「利用促進法」という。）第十一条第一項第一号に掲げる業務
第二十五条第一項	第二十三条第一号に掲げる業務及び利用促進法第十一条第一項第一号に掲げる業務
第二十九条第一項、第三十条及び第三十一条第一項第一号	第二十三条各号に掲げる業務又は利用促進法第十一条第一項各号に掲げる業務